## 平成十七年環境省令第二十三号※この法令は廃止されています。

うに定める。 ちに定める。 ちに定める。。 ちにたり地方環 はいの規定により地方環 に関する法律第二十条第二項の規定により地方環 に関する法律の。 もに変しる。 もに変しる

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関するまとなりという。)に規定する環境大臣が自ら行きに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことががない。

## 法第七条に規定する権限

権限 (14.50年)のでは、 | 法第十二条第一項(同条第二項の規定により | 法第十二条第一項(同条第二項の規定により |

## 法第十五条に規定する権限

#### (施行期日)

1

(届出に関する経過措置) この省令は、平成十七年十月一日から施行す

### (罰則に関する経過措置)

適用については、なお従前の例による。4 この省令の施行前にした行為に対する罰則の

# 附 則 (平成三〇年六月一八日環境省令元については、なお従前の例による。

規制に関する法律の一部を改正する法律(平成この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の

1

第一二号)

十年十月一日)から施行する。 二十九年法律第六十七号)の施行の日(平成三